



## 意見受付公告 JIS F 規格の概要

規格番号	JIS F 0907-2:201x
規格名称	船舶及び海洋技術－特定の船舶の居住性に関する振動計測・評価及び記録基準
英文規格名称	Ships and marine technology－Guidelines for measurement, evaluation and reporting of vibration with regard to habitability on specific ships
制定・改正の別	改正
審議委員会	振動分科会
基礎として用いた国際規格の番号、名称及び同等性	<p>ISO 21984:2018, Ships and marine technology - Guidelines for measurement, evaluation and reporting of vibration with regard to habitability on specific ships (MOD)</p> <p>※ 対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。</p>
概要	<p>この規格は、次の条件の片方又は両方に合致する船舶に乗る全ての人の居住性に関する振動の計測、評価及び記録の基準について規定する。</p> <p>a) 固定ピッチプロペラに直結された 2 サイクルかつロングストロークの低速ディーゼルエンジンを装備する。</p> <p>b) 甲板室の長さ (L) が、高さ (H) と比較して短い (具体的には、細長比 (H/L) が約 1.0 以上である)。細長比に関する甲板室の長さ (L) と高さ (H) の測り方の例を、附属書 A に示す。</p> <p>この規格では、船舶の様々な区画に対して、周波数範囲 1 Hz～80 Hz の周波数重み付けされたオーバーオール r.m.s. 値のガイドライン値を示す。</p> <p>この規格は、24 時間以上の航行を意図する特定の船舶に適用される。</p> <p>この規格では、常時滞在する区画における振動の計測装置及び計測方法の要件を示す。また、居住性に関する船舶振動の解析方法及び評価のガイドラインも示す。</p> <p>この規格は、人が長時間滞在しない、機関制御室以外の機関区画には適用されない。</p> <p>JIS F 0907-1 は、一般に全ての船舶に適用できる。この規格も適用可能な特定の船舶を含めた、客船及び商船に乗る全ての人の居住性に関する振動の計測、評価及び記録の要件が、JIS F 0907-1 には記載されている。この規格は、JIS F 0907-1 の補完でも追補でもなく補足である。各船の設計条件及び姉妹船や類似船の建造経験を十分考慮した上で、任意の特定の船舶に対して、この規格と JIS F 0907-1 のどちらを適用するか選択することができるが、その選択に関して、関係者の合意を得る。</p> <p>船酔いにつながり得る船体の低周波運動の評価に関しては、JIS B 7760-1 を参</p>

照。ただし、船体の全体構造振動の評価に関しては、ISO 20283-2 を参照。

この規格の構成は以下のとおりである。

- 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.計測装置
- 5.計測箇所及び計測方向 6.計測条件 7.計測方法 8.評価
- 9.試験結果報告書

附属書 A (参考) 細長比に関する甲板室の長さ (L) と高さ (H) の測り方の例

附属書 B (参考) 周波数重み付け係数  $W_m$

附属書 C (参考) この規格による船舶の居住性の評価報告書の例

附属書 D (参考) 参考文献 10

附属書 J1 (参考) JIS と対応国際規格との対比表 11

- 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.計測装置
- 5.計測箇所及び計測方向 6.計測条件 7.計測方法 8.評価
9. 試験結果報告書

附属書 A (参考) 周波数重み付け係数  $W_m$

附属書 B (参考) この規格による船舶の居住性の評価報告書の例

参考文献

附属書 J1 (参考) JIS と対応国際規格との対比表